

市営住宅入居希望者募集案内

四万十市西土佐総合支所地域企画課

1 募集する住宅

名 称	特定公共賃貸住宅大宮団地	募 集 戸 数	2戸（1号・2号）
所 在	四万十市西土佐大宮1382番地1		
構 造 等	1号	木造2階建（平成6年度建築）	
	2号	木造平屋建（平成7年度建築）	
間 取 り	1号	6帖×2間、4.5帖×2間、DK、WC、浴室、物置	
	2号	8帖×2間、DK、WC、浴室、物置	
家 賃	35,000円		※家賃は定額です。 ※家賃のほかに光熱費等が必要です。
入 居 予 定 日	11月中旬～下旬頃※修繕状況によって入居が遅れる場合があります。		

2 申込期間及び場所

期 間	令和8年9月16日（水）～令和8年9月30日（水）（土、日、祝日を除く） 8時30分～17時15分（12時～13時を除く）
場 所	四万十市西土佐総合支所 地域企画課地域振興係

3 申込資格（次の（1）から（3）の全てに該当すること）

（1）	○所得が中位である者でその所得が158,000円以上259,000円以下で自ら居住するための住宅を必要とする者のうち、現に入居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。）があること。 ○居住の安定を図る必要のある者で、その所得が259,000円を超え、487,000円以下で市長の定める額以下の者（自ら居住するための住宅を必要とする者のうち同居親族がある者に限る。）及び同居親族がない者であって、地域の実情に勘案して賃貸住宅に入居させることが適当であるとして市長が定める基準※に該当する者（487,000円以下で市長の定める額以下の者（158,000円に満たない所得の者）にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。） ※市長が定める基準 （1）四万十市営住宅設置及び管理に関する条例（平成17年四万十市条例第187号）第6条第1号の規定により同居親族がいない場合でも市営住宅に入居できることとされた者 （2）地域の振興を図るため市外よりの住み替えによる単身者を入居させる場合で、自ら居住するため住宅を必要とする者 （3）人口の流失を抑制するため単身者を入居させる場合で、自ら居住するため住宅を必要とする者
（2）	地方税を滞納していない者であること。

(3)	申込者又は、同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
-----	--

4 収入額算出参考表

表1 収入基準の年間所得早見表

申し込みが出来る年間総所得金額（給与所得控除後の額）					
申し込み家族数（申し込み者を含む）					
1人	2人	3人	4人	5人	6人
1,896,000円 以上	2,276,000円 以上	2,656,000円 以上	3,036,000円 以上	3,416,000円 以上	3,796,000円 以上

表2 各種控除一覧表

区分	控除対象者	対象者の範囲	控除額 (1人当り年額)
控除	同居親族	申込家族のうち申込者以外の人	38万円
	扶養親族	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人	
	基礎	申込家族のうち給与所得または年金所得を有する人	その人の所得額から10万円を限度として控除します。
特別控除	寡婦	次の(1)または(2)に該当する人で、ひとり親に該当しない人 (1)夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、次のいずれにも該当する人 ①扶養親族のある人 ②年間所得額が500万円以下の人 ③事実上婚姻関係と同様の状態でない人 (2)夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人 ①年間所得額が500万円以下の人 ②事実上婚姻関係と同様の状態でない人	その人の所得額から27万円を限度として控除します。
	ひとり親	現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で次のいずれにも該当する人 ①年間所得額が500万円以下の人 ②事実上婚姻関係と同様の状態でない人 ③生計を一にする子（年間所得額が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない人）のある人	その人の所得額から35万円を限度として控除します。
	障害者	心身障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者等の認定を受け、手帳等を交付された所得税法の障害者控除の対象者で、下記の特別障害者に該当しない人	27万円

	特別障害者	次のいずれかに該当する人 ①常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人 ②重度の知的障害者（高知県ではA 1・A 2） ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（1級） ④身体障害者（1級・2級） ⑤精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、特別障害者に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所の認定を受けている人 ⑥戦傷病者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの人 ⑦原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する人	40万円
	老人扶養親族	扶養親族で70歳以上	10万円
	特定扶養親族	扶養親族で16歳以上23歳未満	25万円

5 申し込みに必要な書類

（1）必ず必要な書類

①	申込書	☐ 募集案内に同封の市営住宅入居申込書
②	収入を証明する書類	☐ 市町村長が証明する令和7年度所得証明書等 ・入居者及び同居親族全員分 ・無収入の場合も必要となります。 ・証明が出ない場合は、源泉徴収票等を合わせて提出していただくことがあります。 ※令和7年1月以降に新たに就職した人は、勤務先での毎月の給与証明書あるいは申込書の勤務先証明欄への記入が必要です（給与と賞与を分けてください）。 ※令和7年1月以降に退職した人は、離職票または雇用保険受給者証 ※令和7年1月以降に新しく事業等を始めた人は、事業等の収支明細書
③	納税証明書	市町村長が証明する納税証明書 ※滞納がないこと
④	住民票	☐ 市町村長が発行する住民票 ・「世帯主名・続柄・本籍」が記載されたもの ・入居しない家族も含め現在同居中の家族全員が記載されたもの ・同居を希望する別居中の親族がある場合は、親族関係を証明できる戸籍謄本もあわせて提出してください ・発行日から提出日まで3か月を経過していないものを提出してください。 ※外国人の方は、「世帯主名・続柄」「国籍・在留資格」「在留期間」が記載されたもの
⑤	障害者手帳の写し	入居する方の中に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合のみ
⑥	婚約証明書	婚姻予定者の方の ※媒酌人および双方の両親が婚姻を証する書面を提出してください。（式場が決定している場合は申込書のコピーを添付してください。）
⑦	学生証	高校生以上の同居する親族が居る場合学生証の写し（コピーを持参すること）
⑧	母子世帯で	母子世帯の方のみ

	あることが 分かる書類	※戸籍謄本、児童扶養手当証書など母子世帯であることを確認できる書類
⑨	健康保険証	世帯全員（コピーを持参すること） ※妊娠中の方は母子手帳の写し
⑩	家賃証明書	□過去1年分の領収書の写し、口座引落としの場合は通帳の写し、もしくは住宅所有者が家賃支払いを証明した書類

6 申し込み上の注意

- (1) 申込当日、書類審査および面接を行いますので、本人またはその家族の人が来庁して直接申し込みをしてください。
- (2) 申し込みに必要な書類が不備の場合は受け付けできませんのでご注意ください。
- (3) 不正な申し込みが発見された場合は入居資格および入居許可を取り消します。また、有効期間中に世帯員の増減および勤務先が変更したりして申込時と条件が異なった場合は取り消しの対象になる場合があります。

7 その他

- (1) 実態調査を行うことがあります。（前もってご連絡はしません。）
- (2) 入居資格を満たした入居希望者が複数の場合は抽選会を行います。（改めて通知します。）
- (3) 市営住宅を退去する時には、損傷、汚れ等は関係なく畳表の取替、障子、襖の張替えが必要です。
- (4) 入居にあたっては、敷金として家賃3ヶ月分の納付及び連帯保証人1名が必要になります。

※その他詳細は入居時に説明します。

お問い合わせ先	〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎2445番地2 西土佐総合支所 地域企画課地域振興係 ☎0880（52）1111
---------	---